

2022年10月31日

各位

山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
株式会社 きらやか銀行

電子交換所設立に伴う手形・小切手のお取扱いについて

2022年11月4日の電子交換所設立に伴い、下記のとおり手形・小切手のお取扱いが一部変更になりますので、ご確認ください。

記

1.手形・小切手のお取扱いについて

- (1)電子交換所では手形・小切手の券面をスキャナ等で読み取り、イメージデータ化した上で電子交換所との送受信を行います。なお、電子化の対象は金融機関の交換業務に限られますので、お客様は従来通り手形・小切手を発行することができ、また、現在お持ちの手形・小切手は現行のまま取立を依頼することもできます。
- (2)手形交換の電子化により、手形・小切手の券面に記載された金額等の各種情報を正確に読み取る必要がありますので、下記「2.ご記入方法」に記載の注意事項をご確認ください。金額等の必要事項の読み取りができない場合、決済せずにそのまま取立依頼人に返却させていただくこともございますので、あらかじめご了承ください。

2.ご記入方法

(1)金額のご記入方法

- ①金額欄にアラビア数字（算用数字、1,2,3…）で記入する際は、チェックライターをご使用ください。
- ②金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。
- ③漢数字で金額をご記入の場合、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

＜例＞ ○ 伍（楷書） × 伍（崩し字）

(2)訂正方法

- ①金額を誤記されたときは、訂正をせず新しい手形・小切手用紙を使用してください。
- ②金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重ならないようにしてください。

(3)その他事項

券面へのメモ書きは行わないでください。

3.手形・小切手の資金化時期について

(1)支払場所が遠隔地の場合

- ①手形・小切手の支払場所が遠隔地の場合、現在は手形・小切手現物の搬送が必要なため、資金化までに日数を要する場合があります。
- ②電子交換所においては、イメージデータの送受信により交換決済が完結することから、支払呈示(交換呈示)が早まることに伴い資金化できる時限が早まる場合があります。一方、お客様が振り出した場合において決済時限が早まる場合がございますので、決済資金は支払期日までにご入金ください。

(2)電子交換所を経由しない場合

- ①電子交換所においては、参加金融機関相互間の手形・小切手の交換は電子交換所経由で決済されることとなります。そのため、直接支払場所に手形・小切手の現物を郵送して、手形期日に資金を引き出すことができる「個別取立」は原則としてできなくなりますので、ご注意願います。
- ②次のいずれかに該当する場合は、電子交換所を経由することができませんので、個別取立を承ります。
 - ア.手形・小切手の支払場所となる金融機関が電子交換所に参加していない場合
 - イ.電子交換所に交換呈示することができない一部証券類(預金通帳等)
 - ウ.その他なんらかの事情により、個別の取立が必要となる場合

以上

じもとグループは
SDGsに賛同しています



本件に関する問合せ先
事務部事務課 担当:奥出
お問い合わせ先:023-631-0001(代表)